

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームちぐさの重要事項説明書

あなたに対する指定介護老人福祉施設利用サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	健寿会
法人の所在地	山口県山陽小野田市大字有帆字10662番地8
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 石松 剛
電話番号	0836-84-0317

2 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームちぐさの
施設の所在地	佐賀県唐津市北波多徳須恵1201番1
施設長名	西野 靖
電話番号	0955-64-2239
FAX番号	0955-64-3972

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		佐賀知事の事業者指定		
		指定年月日	指定番号	利用人数
居宅	通所介護 デイサービスセンターきたはた	平成21年9月1日	佐賀県 4170200796号	25人
	短期入所生活介護 特別養護老人ホームちぐさの	平成21年9月1日	佐賀県 4170200796号	8人
居宅介護支援事業 北波多居宅介護支援事業所		平成21年9月1日	佐賀県 4170200804号	

4 事業の目的及び運営方針

- 社会福祉法人健寿会が設置運営する特別養護老人ホームちぐさの指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行並びに老人福祉法の理念に基づき居宅において常時の介護を受けることが困難なものを入居させ介護することを目的とする。
- 施設は法の基本理念に基づき利用者の処遇に万全を期するものとする。
施設の運営は、同法人の北波多居宅介護支援事業所、デイサービスセンターきたはた、特別養護老人ホームちぐさの（短期入所生活介護）との有機的な連携を図りながら行うものとする。

5 施設の概要（特別養護老人ホーム）

（1）敷地・建物

敷地	6402.82㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造り地上4階建（耐火構造建築）
	延べ床面積	4520,36㎡
	利用定員	88人（施設80人・短期8人）

（2）居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室 A	56室	741.440㎡	13.24㎡
個室 B	17室	231.54㎡	13.62㎡
個室 C	12室	171.360㎡	14.28㎡
個室 D	3室	43.860㎡	14.62㎡

指定基準は、居室1人あたり10.65㎡

（3）主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
デイルーム A	6室	229.62㎡	
デイルーム B	3室	105.70㎡	
ユニットバス	6室	69.36㎡	
特殊浴室	1室	65.184㎡	
医務室	1室	18.70㎡	

6 職員体制

職員の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1		主任介護支援専門員
生活相談員	1		1			1		看護師
介護職員	50		45	5		46.5	27	
看護職員	4	4				4	3	看護師・准看護師
機能訓練指導員	1	1				1		理学療法士
介護支援専門員	1	1				1		介護支援専門員
医師	1			1				
栄養士	1		1			1		管理栄養士
事務員	2		2			2		

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務時間	休暇	備考
施設長	8:30~17:30	4週8休	
生活相談員	8:30~17:30	4週8休	
介護職員	早出 7:30~16:30 日勤A 9:00~18:00 日勤B 9:30~18:30 遅出 12:30~21:30 夜勤 21:30~8:00	4週8休	利用者：職員 3:1対応 夜勤各フロア2名で対応
看護職員	早出 7:30~16:30 日勤 8:30~17:30 遅出 9:30~18:30	4週8休	
機能訓練指導員	8:30~17:30	4週8休	看護が兼務
介護支援専門員	8:30~17:30	4週8休	
医師	週1回		入所者の状態観察及び治療
栄養士	8:30~17:30	4週8休	管理栄養士
事務員	8:30~17:30	4週8休	

8 施設サービスの概要

本施設が、あなたに提供するサービスは以下のとおりです。

(1) 介護保険給付によるサービス

種類	内容
食事	<p>食事時間 (目安) 各ユニットにて多少の違いがあります。</p> <p>朝食 8:00~</p> <p>昼食 12:00~</p> <p>夕食 18:00~</p> <p>食事場所</p> <p>食事は出来るだけ離床して各ユニットのデイルームで食べて頂くことを原則としています。</p> <p>○栄養士の立てる献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します</p> <p>○行事等にあわせて提供方法が変更になります。</p> <p>○献立表は1週間毎お手元にお届けします。</p> <p>○食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。</p>
口腔ケア	毎食時食事終了後職員により、口腔ケアのお手伝いをします。
排泄	利用者の身体機能に応じて、リハビリパンツ、オムツ、尿取りパット等を組み合わせ使用します
入浴日	<p>年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います</p> <p>個浴：各フロアにて対応</p> <p>機械浴：各ユニットにて対応</p> <p>時間、入浴方法は当施設のマニュアルどおり</p> <p>入浴日以外でも必要に応じて、入浴、清拭を行います</p>

離 床	寝たきり防止のため毎日の離床のお手伝い致します。 食事時、レクリエーション、おやつ時 その日の体調に合わせてます。
着 替 え	朝夕、入浴時、汚染時の着替えのお手伝いをします。
シ ー ツ 交 換	毎週1回行います。その他必要に応じて随時行います。
整 容	適切な整容が行われるよう、身の回りのお手伝いをします。
寝 具 の 消 毒	寝具の消毒は毎月1回行います。その他必要に応じて随時行います
洗 濯	洗濯は業者に委託します。 緊急時（便汚染、尿汚染等がある場合）は施設対応も致します。 毛糸類、ウール地は縮みますので保証はできません。家での洗濯をお願いします。 着替えは入浴日、その他適宜実施致します。 季節に応じた衣類の交換をお願い致します。
機 能 訓 練	機能訓練指導員が入所者の状況に応じた身体機能維持のための訓練を実施又は立案し、日々の生活において身体機能の低下防止に努めます。
健 康 管 理	当施設の協力医により週1回診察日を設けて健康管理に努めます。診察日以外でも必要に応じて受診するなど適宜対応致します。 外部の医療機関受診の際には付き添いをお願い致します。 ※ 医療について 当施設協力医による健康管理や療養指導に関しましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、医師の判断・指示などによる受診や往診、入院などの対応となる場合があります。その際の費用は医療機関からの請求に応じ、自己負担となります。 ○入院に関する留意事項並びに費用について 希望により入院時から3ヶ月はベッドを確保します。ただしその場合、入院期間中のベッドをショートステイに流用させて頂く場合があります。 ※ 入院中に発生する介護負担金については別紙料金表でご確認下さい。
娛 楽 等	当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、ユニットごとに適宜レクリエーション、行事を企画します。 ・主な娯楽 クラブ活動、生花、習字、カルチャー クラブ活動によっては、活動費用を自己負担して頂くことがあります。 ・主なレクリエーション 年間施設行事計画に沿って実施します 例…誕生会、季節行事、運動会 など 内容によっては自己負担をして頂くことがあります
介 護 相 談	ご利用者等からの相談に誠意をもって応じ、必要な助言・支援を提供します。 相談窓口：施設生活相談員 施設介護支援専門員

(2) 介護保険給付外サービス（詳細は事項を参照下さい）

サービスの種別	内 容
食 事 の 提 供	入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額の負担となります。
住 居 の 提 供	施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された金額の負担となります。
理 髪	出張理美容室に依頼し、施設内においてカット等行います。
レクリエーション	当施設では、施設行事計画にそってレクリエーション行事を企画します。
特 別 食	ご希望に応じて、特別食のご用意ができます。 嚥下困難によるトロミアップ、高カロリー栄養食は希望者に用意する事ができます。
金 銭 管 理	基本的にはご家族により管理をお願いします。

9 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持	事業者、サービス従事者又は従業員は、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、利用契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護	事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族等に関する情報を提供する場合は、予め文書で同意を得るものとします。 事業者は、利用者及び利用者の家族に関する情報が含まれる記録物についても、管理者のもと責任を持って管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 サービス担当者会議等において、テレビ電話機器などを用いる必要がある場合なども、予め了解を得て実施・対応するものとします。

【 SNS への画像等掲載について 】

当施設ではインスタグラムなど SNS アカウントを開設し、施設での様子を随時配信しています。

主にイベントや療養生活の一場面を写真や動画でアップしているのですが、SNS へ写真や画像をあげることに抵抗のある方は、下記までお申し出下さい。

可能な範囲で配慮させていただきます。

なお、可能な範囲で加工処理は行いますが、集合写真のように遠景で撮影されている写真、イベントの様子を撮影したものの中に一部映り込むなどが発生する可能性があります。

その際はご容赦頂きますと幸いです。

本件に関しますお問い合わせ、お申し出は **TEL 0955-64-2239** までお願いします。

10 苦情等申立先

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がありましたら、お気軽にご相談下さい。ご意見箱、第三者委員会も設置しておりますのでご利用下さい。責任をもって調査、改善をさせていただきます。		
苦情解決責任者	施設長	
苦情解決窓口	生活相談員	施設介護支援専門員
唐津市高齢者支援課	0955-70-0102	唐津市役所内
佐賀県国民健康保険団体連合会	0952-26-1477 (介護保険係 苦情処理担当)	佐賀市呉服元町 7-28
佐賀県長寿社会課	0952-25-7266	佐賀県庁内
上記の他、ご利用者の居住地の保険者各窓口		
第三者委員		
松本祐次様	Tel090-8164-7630	市内山下町 1187-1
前田直政様	Tel0955-78-0234	市内山本 1581

11 事故発生時の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時 救急車対応は、協力医療機関に搬送します。ただし、利用者にかかりつけの病院がある場合にはそちらを優先します。 ・事故発生時 <ol style="list-style-type: none"> 1 当施設は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合、利用者の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。 2 前項の場合において、重大な事故が発生した場合、且つ当施設に重過失が生じた場合、当施設は速やかに利用者の損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償には応じません。 4 事故対応については当施設の定めるマニュアルに従い、対応します。
--

12 協力医療機関

医療機関の名称	唐津市民病院きたはた（入院諾）	
所在地	佐賀県唐津市北波多徳須恵 1424-1	0955-64-2611
院長	大野 每子	

○ 協力歯科医院

医療機関の名称	神吉歯科医院	古市ひとひろ歯科
所在地	唐津市北波多徳須恵 1160 Tel0955-64-2075	唐津市山本 2137-19 Tel0955-78-0492
院長名	神吉 京子	古市 仁宏

○ その他の医療機関

医療機関の名称	医療法人 唐虹会 虹と海のホスピタル	
	唐津市原 842-1	0955-77-5120

1.3 身体拘束について

当施設は利用者の皆様に身体拘束のないケアに職員一体となって取り組んでいますが、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に該当する場合は様式に従って拘束を行うことがあります。身体拘束を行う場合はご家族の同意を得、身体拘束に係わる事項を記録します。

1.4 介護、看護記録の開示について

入居者の皆様の介護及び看護の状態をお知りになりたい場合は、生活相談員又は介護リーダーにお申し出下さい。

- 1 入居者との続柄、及び開示を求める理由や目的を申し出て下さい。
- 2 ご家族等にお知らせしなければならない状態については、看護リーダー、介護リーダー等から説明があります。
- 3 記録を読まれ説明を受けた場合は記録欄の後ろに押印をお願いします。

1.5 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	原則 面会時間 9:00~20:00 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外 出 ・ 外 泊	外出、外泊の際には必ず行き先と帰園日時を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具 の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した ご利用により破損が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫 煙 ・ 飲 酒	施設内は原則禁煙です。 施設内は原則飲酒不可です。
迷 惑 行 為 等	騒音等入居者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、他の入居者の居室には みだりに立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内での宗教活動、政治活動（選挙活動を含む）は堅くお断りします。
動 物 飼 育	施設内へのペットの持ち込み及び動物飼育はお断りします。
入 院 に つ い て	入院中、原則として3ヶ月間は居室を維持します。ただし、ショートステイ利 用が生じた場合は居室を使用させて頂く場合があります。
自己負担金お支払 い方法について	自動引き落としを御利用ください。（銀行、郵便局、農協） ご家族が支払いに来園されることも可能です。 理由なく3ヶ月間、利用料滞納の場合は施設利用ができなくなります。 （支払方法等ご相談下さい）

私は、本書面に基づいて当施設職員（氏名
確認します。

）から上記重要事項の説明を受けたことを

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名

印

利用者の家族 住 所

氏 名

印

続 柄

特別養護老人ホームちぐさの（指定介護老人福祉施設）において算定している各種加算について

介護保険制度は3年ごとに見直しがなされており、その見直しによっては当施設の利用料金の変動する場合があります

このため、当施設利用における各種加算等に関しましては、別紙に準備しております施設利用料金表を元にした説明とさせて頂いておりますので、予めご了承下さい

- 利用料のうち、介護保険適用分に関しましては、個々の所得等に応じ、行政での手続き後に発行される負担割合証記載の割合での請求となります

- 利用料金表には便宜上、1割負担分を掲載しております
負担割合に応じた月々の費用に関しましては、当施設担当職員へお問合せ下さい

- 居室料及び食費に関しましては、その方の所得階層に応じて段階的な設定となっております
こちらにも利用料金表の方に記載がありますのでご確認ください
なお、こちらの所得段階に関しましても、行政窓口での手続きによって資格証の発行ができますので、恐れ入りますが早めの手続き・確認をお願いします

- 医療費、薬代、理美容代は実費となります
- 食事の摂取状況次第では、栄養補助食品が必要となる場合があります
使用する補助食品や提供する頻度によっては別途実費が必要となる場合があります